

添付

ピアレビュー報告書作成基準

区 分	基 準
勸 告	原子力安全確保のために直ちに是正措置を講ずることが必要と認められる事項 （「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」および「原子炉施設保安規定」からの逸脱がある場合）
要改善事項	業界のベストプラクティスとの比較により抽出された、原子力の安全性および信頼性に影響を及ぼす事項であり、放置すれば「勧告」基準に至る可能性があるとして原技協が判断する事項
長 所 （良好事例）	産業界の最高水準で独自性のある手法を取り入れている事例であって、会員さらには原子力産業界に広く伝えたい優れた事例